

砺波市国土強靱化地域計画 概要

【目的】

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国及び富山県の計画に基づき、大規模災害等から市民の生命や身体及び財産などの保護、経済に及ぼす影響の最小化等を図る。

第1章 計画の位置付け

- 1 国及び県の国土強靱化計画を上位計画とし、砺波市総合計画実施計画、砺波市地域防災計画等との整合・調和を図りながら、各分野別計画の指針とする。
- 2 計画期間は、砺波市総合計画の計画期間に合わせることにし、令和2年11月から令和9年3月までの6年5か月間（令和9年度以降は5年間）とする。

第2章 地域特性

- ・本市の位置や地形、気象的特性について明記

第3章 計画の対象とする災害リスク（想定する自然災害）

- 1 県内及び本市の地震、風水害、土砂災害等、雪害及び火災
- 2 県外（南海トラフ地震、首都直下地震）

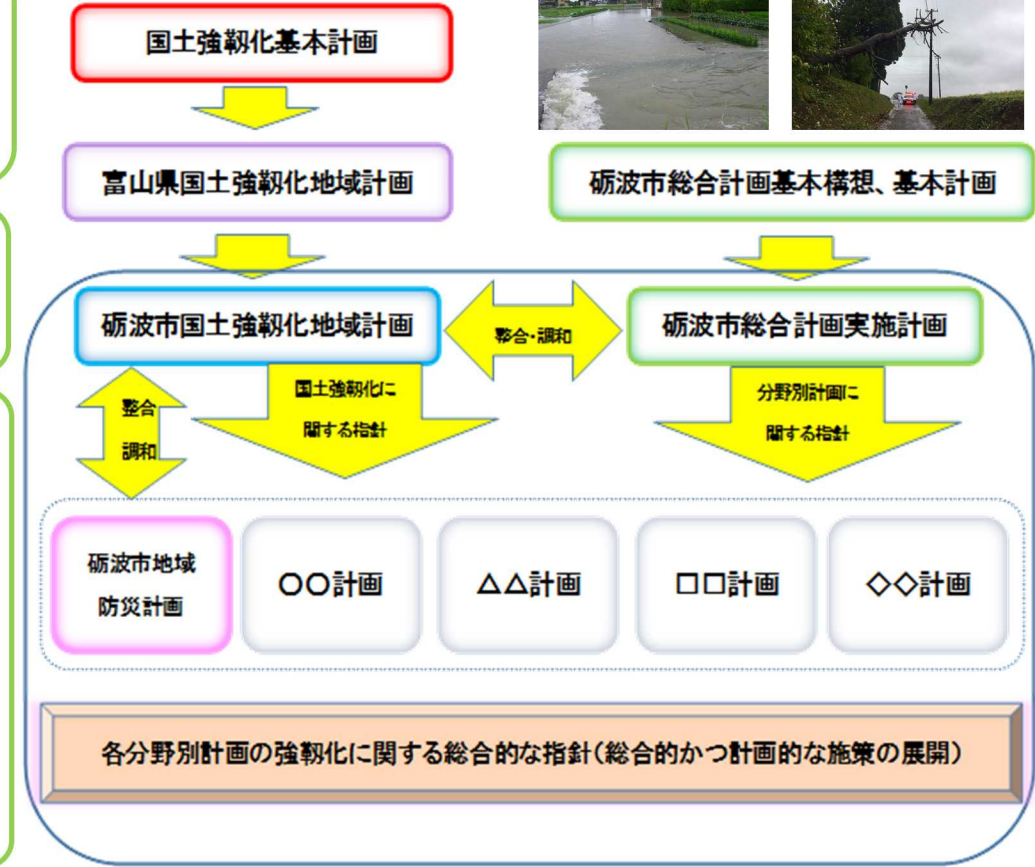


第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標
 - (1) 人命の保護
 - (2) 本市の重要な機能の維持
 - (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧復興
- 2 基本的な方針
 - (1) 取組姿勢
 - (2) 適切な施策の組合せ
 - (3) 効率的な施策の推進
 - (4) 地域の特性に応じた施策の推進
- 3 「事前に備えるべき目標」の設定
 - (1) 人命保護と二次災害発生防止
 - (2) 迅速な救助・救急、医療活動等と被災者等の健康や避難生活環境の確保
 - (3) 行政機能の確保
 - (4) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧
 - (5) 地域社会・経済の迅速な再建・回復



■計画の位置付け



第5章 脆弱性評価と推進方針

- 1 リスクの抽出

地震や土砂災害などの「災害リスク」に加え、人口減少や少子高齢化、道路や上下水道管などの社会資本の老朽化などに伴う「社会的リスク」とが複合化し、被害が深刻化する恐れがあるため、分野横断的にハード・ソフト両面から強靱化することが必要
- 2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

「事前に備えるべき目標」に基づき「起きてはならない最悪の事態（16項目）」を設定
- 3 施策分野、脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」について、5つの個別分野に加え、2つの横断的分野を設定し、既存施策の取組状況と事態回避に向けた対応力を分析・評価
- 4 推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を達成するための施策について、強靱化に関する推進方針や数値目標を分野ごとに設定



＜個別分野＞ ア 行政機能 イ 保健医療・福祉 ウ 産業・経済活動 エ 都市機能・インフラ オ リスクコミュニケーション
 ＜横断的分野＞ ア 老朽化・耐震対策 イ 冗長化・多重化対策



第6章 計画の推進と見直し

- 1 推進体制

国や県、事業者等とともに、最新の災害情報に基づく被害想定や研究成果などを共有し、関係団体とも連携して効率的・効果的な取組の見直し
- 2 計画の見直しと進捗管理

計画期間中、目標値（KPI）などについては、砺波市総合計画の検証に合わせ進捗管理を実施

